

東松山市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、東松山市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第27条第2項の規定の適用に係る必要事項を定め、もって工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領の規定は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により、工事現場に専任の者として置かれ、又は置かれようとする主任技術者（以下「専任の主任技術者」という。）に適用する。

（専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事）

第3条 令第27条第2項の規定により、同一の場所又は近接した場所において施工する工事として同一の専任の主任技術者を置くことができるものは、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事

(2) 工事現場の相互の間隔が10キロメートルの範囲内にある工事

2 前項第1号の「施工に当たり相互に調整を要する」とは、資材の調達を一括で行う場合、工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合等を含むものとする。

3 第1項第2号の「相互の間隔」は、工事現場間の直線距離をいう。

（同一の主任技術者が兼務できる工事の数）

第4条 専任の主任技術者に兼務させることができる工事の数は、2件を上限とする。ただし、同一の場所で施工するもののみを兼務させる場合にあつてはこの限りでない。

(提出書類)

第5条 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、落札候補者となった時点で発注者に専任を必要とする主任技術者の兼務届出書（様式）を市長に提出するものとする。

2 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、既に主任技術者として配置されている工事の発注者に前項で定める書類の写しを提出するものとする。

(監理技術者への変更)

第6条 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認めることができる。

(適用除外)

第7条 専任の主任技術者の兼務を認めない工事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 東松山市建設工事低入札価格調査制度実施要領(平成28年3月30日決裁)で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事のうち、同要領第15条第1項第1号を適用するもの
- (2) 共同企業体により施工される工事

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際現に一般競争入札公告又は指名通知を行っている工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月20日から施行する。